答申第 921 号

諮問第 1601 号

件名:体罰事案に関する報告の一部開示決定に関する件(第三者審査請求)

答申

1 審査会の結論

愛知県知事(以下「知事」という。)が、「体罰事案に関する報告」(以下「本件行政文書」という。)について一部開示とした決定は、取り消すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、開示請求者が平成30年1月16日付けで愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して平成31年2月20日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

知事は、本件行政文書に第三者である審査請求人に関する情報が含まれていることから、条例第15条第1項の規定に基づき、審査請求人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、平成31年2月20日付けで、審査請求人に対して、同条第3項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件審査請求が提起されたものである。

なお、本件審査請求の提起とともに、本件行政文書の開示の執行停止の 申立てがなされたため、知事は本件行政文書の開示の執行停止を決定し、 開示請求者及び審査請求人に対し、平成31年3月13日付けで、本件審査 請求に係る裁決に至るまで本件行政文書の開示を停止する旨の通知をし た。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

該当文書は、学校内で発生した体罰事案に関する知事あての報告書である。

本事件は、新聞、TV 等で広く報道され、当時 SNS 等で被害生徒、保護者に対し多くの誹謗中傷がされた。

被害生徒の保護者のなかには、精神的に不安定となり、未だに完全には回復していない方もおられる。

被害生徒の保護者は、今後一切事件に関する広報がされること無いよう学校に強く要請している。

本文書についても、公開されることにより、SNS 等による被害生徒、 保護者への二次的被害が想定され、個人の利益が害されるおそれがある ので、開示の取り消しを求めるものである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(7) 体罰事案に関する報告の開示については、知事の弁明書で、「学校 名は体罰事案の被害生徒を識別することができる情報であるから、通 常であれば、学校名を指定した開示請求がなされた場合には、開示請 求に係る文書の存否を答えることによって被害生徒の在籍する学校名 を答えることとなり不開示情報を開示することとなるため、当該文書 の存否を答えることができない。」と述べているように、同様の考え である。

被害者であるはずの生徒が SNS 等による拡散で、言われなき誹謗中傷を受け、被害生徒の権利利益を侵害することになった。

(イ) 被害生徒、保護者への被害について

本件の体罰事案については、当時、新聞、テレビ等により広く報道されたことにより、被害生徒が識別され、SNS等で心無い多くの誹謗中傷がなされた。

(ウ) 二次被害、権利利益の保障について

現在、こうした心無い SNS 等への書き込みも落ち着き、被害生徒は、 平穏な日常を取り戻すべく、勉学や課外活動・部活動等に積極的に励 んでいる。

今回開示することになれば、これらのことが再燃する蓋然性が高く、現在、平穏な学校生活を過ごそうとしている被害生徒等に再度、SNS 等の拡散により多大な苦痛を与え、平穏な学校生活を送るという権利利益を不当に害するおそれがある。

「児童の権利に関する条約(平成6年5月16日条約第2号)」第1部第3条には「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」とされている。

また、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画(平成 13 年 2 月策定)」の「重要課題への対応 2 子ども」においても、「『児童憲章』、『子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)』などの基本理念を踏まえ、家庭、学校、地域などの子どもを取り巻くすべての環境が、子どもの健やかな成長、発達を図っていくものでなければなりません。」とされている。

今回の報告書の開示決定は、こうした考え方に反するものと考える。

(エ) 以上より、本件報告書を開示することは、本事案を想起させ、被害生徒等が当初受けた権利利益への侵害が再燃するおそれが高く、この場合の被害生徒等が受ける精神的負担は計り知れないものと考える。

「児童の権利に関する条約」や「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の趣旨から、被害生徒が取り戻そうとしている、楽しくかつ 平穏な学校生活を過ごさせることは、保護者や学校、行政当局など関係者の責務であり、今回の開示決定は子どもの人権保護の観点から適切ではないと考える。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回の事案では、生徒には全く非がないにもかかわらず、当時広く報道されたことにより被害生徒が識別され、心無い多くの誹謗中傷がなされ、心が大きく傷つき、今も癒えることはない。

弁明書によると、本件開示部分は学校自ら報道機関の取材に答えており、これら報道等により公にされている、あるいは学校における対応の客観的態様を記載しているにとどまることから、非公開情報に当たらないとされている。本当にそれでよいのか。そこには、どこか子どものことを置き忘れているような気がする。

愛知県教育委員会が個人の権利、利益を害するおそれがあるとして、 行政文書を一部開示又は不開示としたことに対する愛知県情報公開審査 会答申第828号(諮問第1385号)「児童・生徒の事故発生速報等の一部 開示決定等に関する件」には、「実施機関によると、児童生徒の氏名等 及び事件の概要等には、報道機関の取材に対して実施機関が回答した情報が含まれるとのことである。しかし、事案に関する社会一般の関心や記憶は、公にされた時点から時間が経過するに従い薄れていくのであって、事案に関する情報も次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていく一方で、関係児童生徒の権利利益を守る必要性は、時間の経過とともに増していくものと考えられる。こうしたことから、過去のある時点において公にされた事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるということはできない」との見解が示されている。本件では、被害生徒はいまだ傷も心も癒えておらず、権利利益の保護が必要である。

条例制定時と比べソーシャルメディアの普及は目を見張るものがあり、SNSによる情報拡散は一瞬にして新たな被害者を産み出す、そういった例が後を絶たない。既に公になっている客観的態様であるから、もう個人の権利利益を害することがないのではなく、今の時代はここからがスタートで、二次被害からいかに守るかが大切なことだと思っている。客観的態様の開示だけでも容易に今回の体罰事案にたどり着く。

今回開示決定をするということになれば、この事件が再び脚光を浴びる契機となり、SNS 等による誹謗中傷も再び拡散することは否めず、より丁寧かつ慎重に対応すべきと考える。将来がある子どものことであるからこそ、子どもの目線に立って保護をし、開示決定についてはより慎重な判断をお願いしたい。

子どもに視点を向けた場合、開示により再度前回のような SNS の拡散 等による被害を受けた場合のダメージ、これは計り知れず、学習権を脅かすばかりか、いじめにもつながる可能性のある、重大な人権侵害の可能性を内包するものと考える。

過去の既に公になっている客観的態様であるということだけで片付けず、子どもの未来の視点を大切にし、もっと広い視野で、社会全体で支援するという考えのもと、子どもを守っていただきたいと思う。

よく世間で未成年の子たちがいろんな事件を起こしては、マスコミ等に取り上げられる。中には、心無いマスコミ、ワイドショー、週刊誌などで追っかけられて、大変な思い、もう二度と立ち直れないぐらいにたたきのめされる、そんなような風潮が若干ある。そして、今は、SNS、これが非常に問題になっている部分が多いかと思うが、その拡散によって、本人の名前はもちろん顔写真あるいは家族までもさらしものにされ、そして決定的にたたきのめす。加害者であっても、たとえ報道であろうと SNS であろうと、個人を特定するとか実名を出すとか、そういうようなことはあってはならないことで、将来の更生、成長を期待すべきであるというふうに考える。

子どもにとって温かみのある判断となることを期待する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成30年度に特定の学校法人が設置する私立学校(以下「本件学校」という。)で発生した体罰事案に関して、愛知県県民文化部学事振興課私学振興室(当時。以下「私学振興室」という。)が本件学校に対し私立学校法(昭和24年法律第270号)第6条の規定に基づき報告書の提出を求め、平成25年5月29日付け県民生活部長通知により指定された様式により、本件学校から私学振興室に提出された報告書である。

本件行政文書には、本件学校の住所、名称、校長名及び校長の印影、宛名、標題、報告年月日、発生年月日、発生場面・場所、体罰の内容、学校の処分・対応状況、今後の対応予定、報道機関の取材状況等並びに注意事項等が記載されており、本件行政文書のうち、校長の印影を除いた部分(以下「本件開示部分」という。)を開示することとした。

(2) 本件開示部分を開示することとした理由

ア 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、審査請求書において、個人の利益が害されるおそれが あるとして、開示の取消しを求めていることから、本件開示部分は条例 第7条第2号に該当すると主張していると解される。

本件開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

しかし、本件事案については、本件学校自ら報道機関の取材に答えて おり、本件学校の住所、名称、校長名、発生年月日、発生場面・場所、 体罰の内容、学校の処分・対応状況のうち報道等により公にされている 部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 であることから、同号ただし書イに該当する。

また、条例第8条第2項には、開示請求に係る行政文書に条例第7条第2号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、開示しなければならない旨規定されている。本件開示部分のうち被害生徒及び加害教員の個人識別情報に係る部分以外の部分は、本件事案に対する本件学校における対応の客観的態様を記載しているに留まり、特定の個人を識別することができないものであって、当該部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められることから、条例第7条第2号の情報に含まれないものとみなした。

以上のことから、本件開示部分は、条例第7条第2号に該当しない。

なお、本件開示請求は、学校名を指定してなされているが、学校名は体罰事案の被害生徒を識別することができる情報であるから、通常であれば、学校名を指定した開示請求がなされた場合には、開示請求に係る文書の存否を答えることによって被害生徒の在籍する学校名を答えることとなり不開示情報を開示することとなるため、当該文書の存否を答えることができない。しかしながら、本件事案については、前述のとおり、学校名は同号ただし書イに該当することから、不開示情報を開示することにはならないと考える。

イ 条例第7条第3号該当性について

本件開示部分は、前記アにおいて述べたとおり、本件学校自ら報道機関の取材に答えており、既に公にされている情報及び本件事案に対する本件学校における対応の客観的態様であることから、これを開示して

も、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないため、条例第7条第3号イに該当しない。

なお、本件行政文書のうち、校長の印影は本件学校の内部管理に関する情報であり、本件学校において、不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められないことから、公にすることにより、本件学校の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号イに該当するとして開示しないこととした。

ウ 以上のことから、本件開示部分は条例第7条第2号及び第3号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示することとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第15条第1項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する 情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与え ることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県内の特定の私立学校における体罰事案に関する報告に係る文書であって、知事が取得した文書である。その記載内容は前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、本件開示部分を開示することとしている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示す

ることとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には、体罰を受けた生徒、体罰を行った教員等特定の個人を識別できる情報が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

- ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について
- (ア) 実施機関によれば、本件事案については、本件学校自ら報道機関の 取材に答えており、報道等により公にされている部分は、慣行として 公にされ、又は公にすることが予定されている情報であることから開 示することとしたとのことである。

そこで、当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る 新聞記事を確認したところ、本件事案について報道されていることが 認められた。

(イ) 個人の氏名や行動が報道され、結果として私事が公衆の関心対象となり、さらに、そのような情報が条例第7条第2号ただし書イにいう「慣行として公にされている情報」に至る場合もないわけではない。しかし、このことをもって、ある情報がひとたび報道等により流通過程に置かれれば、直ちに「慣行として公にされている情報」と認定されると解釈されるべきではない。既に記者発表等により公表された情報であっても、時の経過により開示請求の時点では公にされているとは認められない場合や、その公表が個別の特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合も、当然にあり得るものと考えられる。

また、条例第7条第2号ただし書イにおいて、慣行として公にされ 又は公にすることが予定されている情報を不開示情報から除いた趣旨 は、個人識別情報であっても、一般に公にされている情報であれば、 不開示にすることにより保護すべき利益が存するとは考え難いことに よるものであると解されるところ、過去に報道された情報であっても 当然に同号ただし書イに該当するともいえない。むしろ、当該情報の 性質、過去に公表された根拠やその態様等を考慮した上で、過去に公 表されたことによって、当該情報を不開示情報とすることにより保護 すべき利益が失われている場合にのみ、同号ただし書イに該当すると 解するのが相当である。

(ウ) 本件事案については、本件学校が報道機関の取材に応じた中で、被害生徒に係る情報を答えたことにより、被害生徒の識別につながる情報が報道されるに至った。そのことについて、当審査会において本件

学校に確認したところ、本件事案については確かに取材に応じたものの、被害生徒に係る情報について答えるという対応をしたことは誤りであり、被害生徒及びその保護者の権利利益を保護するため、今後、同様の取材があった場合には、被害生徒に係る情報について答えるような対応はしないとのことであった。

本件学校が報道機関への対応を誤った結果として被害生徒の識別につながる情報が報道されたのであるならば、そのことにより、保護されるべき個人の権利利益が喪失するものではない。

本件事案については、過去に報道されているが、被害生徒の識別につながる情報を不開示とすることにより保護すべき利益が存するというべきであって、本件行政文書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

また、本件行政文書が同号ただし書ロ、ハ及び二に該当しないこと は明らかである。

エ したがって、本件行政文書は条例第7条第2号に該当する。

(4) 本件一部開示決定の妥当性について

ア 本件行政文書のうち実施機関が報道等により公にされているとして開示することとした部分以外の部分は、実施機関によれば、本件事案に対する本件学校における対応の客観的態様を記載しているにとどまり、特定の個人を識別することができないものであって、当該部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められることから、条例第7条第2号の情報に含まれないものとみなし開示することとしたとのことである。

本件開示請求は、体罰事案に関する報告に係る文書について本件学校の学校名を指定してなされたものである。

体罰を受けた生徒が在籍する学校名は、氏名や生年月日のように誰でも特定の個人を直接識別できる情報ではないが、体罰を受けた生徒が在籍する学校名を明らかにした場合には、当該生徒の同級生やその保護者であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報から、関係者であれば、体罰を受けた生徒を識別することができると認められる。よって、体罰を受けた生徒が在籍する学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書イから二までの情報に該当しない限りは、同号に該当する情報である。

前述のとおり本件行政文書は同号ただし書イから二までの情報のいずれにも該当しないことから、本件行政文書に記載されている被害生徒が在籍する学校名についても同様に同号ただし書イから二までの情報に該当しないと認められる。

したがって、被害生徒が在籍する学校名は条例第7条第2号の個人情報であって、本件行政文書が存在するか否かを答えることにより本件学校に体罰を受けた生徒が在籍するか否かが明らかとなることから、本件行政文書の存否を答えることは、同号の個人情報を開示することと同様の結果となる。よって、本件開示請求については、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解されることから、本件一部開示決定を取り消すべきである。

イ なお、実施機関は開示請求者に対し、本件開示請求について、本件行 政文書を特定して行政文書一部開示決定を行っていることから、本件学 校の体罰事案に関する報告に係る文書が存在することが明らかとなって おり、学校名については既に事実上開示しているのと同様の結果となっ ている。

このような場合においては、もはや存否応答拒否による不開示決定を 行う意味はないが、本来すべきであった存否応答拒否による不開示決定 を行うことにより保護されるべき条例第7条に係る不開示情報をこれ以 上開示しないためには、本件一部開示決定を取り消し、本件行政文書の 全部を不開示とするほかない。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

本件一部開示決定を取り消すべきであることについては、前記(4)において述べたとおりであることから、条例第7条第3号イ該当性については論ずるまでもない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1. 7.31	諮問(弁明書の写しを添付)
1. 9. 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1.10.15 (第 583 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から開示理由等を聴取
同 日	審議
1.11.12 (第 585 回審査会)	審議
1.12.25	答申